

一般社団法人移行の件

2013年2月8日付で当センターの一般社団法人移行への認可答申が出され、一般社団法人への移行が決定した。3月21日には「一般社団法人 移行の処分書（認可書）」の交付が予定されており、この認可書を以て一般社団法人への移行登記を行い、2013年4月1日より「一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター」となる。

なお、この認可に至る移行認可申請(2012年9月19日申請)の審査過程において、内閣府公益認定等委員会の指示により、定款案(*1)の字句の一部及び公益目的支出計画案(*2)につき以下の修正を行い、第94回理事会(2月13日開催)で修正の決議を行った。

また、修正を行った定款(修正箇所)、公益目的支出計画については次頁に添付する。

(*1) 第47回総会 決議内容

“定款(案)に軽微な変更が生じた場合、その対応を理事会への一任頂くこと”

(*2) 第47回総会 決議内容

“移行に必要な定款案の承認を除き、「公益目的支出計画」を含む行政庁への移行認可申請手続は理事会に一任頂くこと”

2012/6/15 第47回総会
資料4-1

一般社団法人への移行に伴う定款(案)承認の件

1. 審議内容

(1) 一般社団法人への移行登記を停止条件として、次頁 定款案の承認を求める。

(2) 付帯する審議内容

(ア) 定款(案)に軽微な変更が生じた場合、その対応を理事会への一任頂くこと

今後の移行認可申請～審査の過程において行政庁により修正を求められる可能性もあり、字句の訂正を含む条項の主旨の変更を伴わない定款(案)の軽微な修正については理事会へ一任頂きたい。但し修正が大きな内容の変更となった場合は、次回以降の総会で再度審議頂く。

(イ) 定款に定めのある規程(細則)類の変更は次回以降の総会にて審議頂くこと

～ 略 ～

2012/6/15 第47回総会
資料3

公益法人制度改革に伴う一般社団法人への移行について

1. 審議内容

(1) 法人格の移行

(特例民法法人/社団法人)日本ネットワークインフォメーションセンターの法人格を「総会・理事会・ガバナンス・会計等の観点から、現状の機能を適切に維持出来ること」、「その上で、今のJPNICの機能をそのままに、新規事業を始めたい等の要求が出てきた場合に、柔軟に対応出来ること」を条件として、新法人移行に対して検討を行った結果、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める「一般社団法人」へ移行する。

移行法人形態：一般社団法人(税制上の非営利型(非営利性が徹底された法人))

名 称：一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

移行希望時期：2013年4月1日 *移行認可申請に要する期間により変動の可能性あり

認 可 申 請 先：内閣府(公益認定等委員会)

(2) 付帯する審議内容

(ア) 移行した法人の役員は本総会にて選任された、すべての理事・監事とすること

(イ) 移行に必要な定款案の承認を除き、「公益目的支出計画」を含む行政庁への移行認可申請手続は理事会に一任頂くこと

2. 公益法人制度改革への対応、補足

～ 略 ～

1. 定款案の（字句一部）修正 *全文は4/1 JPNIC webにて掲載

新(一般社団移行後)定款/内閣府指示による修正	旧(一般社団移行後)定款/第47回 総会承認、電子申請版	備考・補足
<p>(開催及び種別)</p> <p>第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>2 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき</p> <p>(2) <u>総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって招集の請求があったとき</u></p>	<p>(開催及び種別)</p> <p>第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>2 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき</p> <p>(2) <u>正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面によって招集の請求があったとき</u></p>	<p>・記述表現の適正化</p>
<p>(定足数)</p> <p>第16条 総会は、議決権の総数の過半数の議決権をもつ正会員の出席がなければ議事を開き決議することができない。</p>	<p>(定足数)</p> <p>第16条 総会は、議決権の総数の2分の1以上の議決権をもつ正会員の出席がなければ議事を開き決議することができない。</p>	<p>・記述表現の適正化</p> <p>* 法人法49条（社員総会の決議）の記述と整合</p>
<p>(書面表決等)</p> <p>第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。</p>	<p>(書面表決等)</p> <p>第18条 <u>やむを得ない理由のため</u>、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。</p>	<p>・「やむを得ない理由のため」削除</p> <p>*代理出席は社員の権利であり定款をもっても「やむを得ない理由のあるとき」に限ることは出来なくなった</p>
<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、通常総会に報告し、(3)から(6)の書類については、総会の決議を得なければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、また、従たる事務所に3年間、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) <u>理事及び監事の名簿</u></p> <p>(3) <u>理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p>	<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、通常総会に報告し、(3)から(6)の書類については、総会の決議を得なければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、また、従たる事務所に3年間、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) <u>会計監査報告</u></p> <p>(3) <u>理事及び監事の名簿</u></p> <p>(4) <u>理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u></p>	<p>・「(2) 会計監査報告」削除</p> <p>*「(2) 会計監査報告」は「会計監査人」が作成する報告書であるため、「会計監査人」を設置しないJPNICでは記載しない(義務が生じる)</p>

2. 公益目的支出計画の修正

	計画の対象となる実施事業会計(継続事業)	収益	費用	収支(公益目的支出額/年) A	公益目的財産額 B	計画実施期間 B/A
新 移行認可版	インターネット基盤整備事業	31,010,354	145,175,931	-114,165,577	2,379,414,091	21年(20.84年)
旧 移行認可申請版 (理事会 mailvote 版)	インターネット基盤整備事業	38,272,479	144,347,912	-106,075,433	1,808,295,209	18年(17.05年)
備考・補足	修正なし	収益、費用を修正。平均額算出の年数に違いがあった。			保有固定資産(保有する未公開株式)を時価評価したことによる修正。認可申請の特例。	